

定款一部変更

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

変更の内容は、次のとおりであります。(下線_____は削除部分であります)

現行定款	変更後
第4章 総会 (決議) 第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。 (総会における書面議決等) 第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、<u>あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の総会に出席した正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。</u>この場合、前条の規定の適用は、出席したものとみなす。	第4章 総会 (決議) 第17条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (総会における書面議決等) 第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、他の総会に出席した正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、前条の規定の適用は、出席したものとみなす。